食料・農業・農村基本計画に基づく施策の最近の動き

平成27年10月

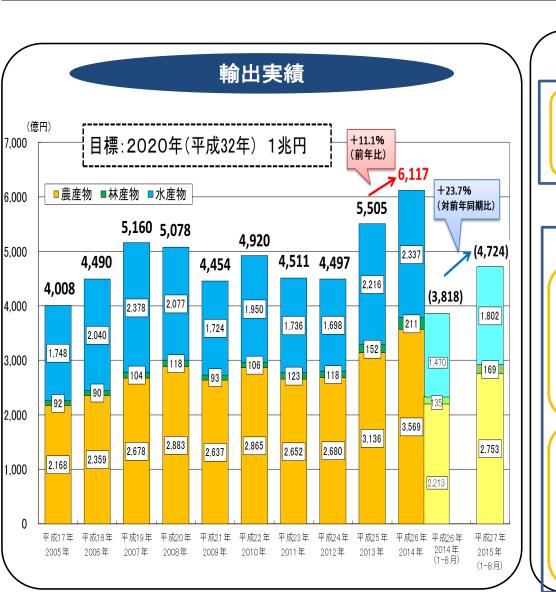
農林水産省

目次

1	農林水産物・食品の輸出促進	•	•	•	•	,	•	•	•	1
2	戦略的インバウンドの推進	•	•	•	•	,	•	•	•	4
3	地理的表示保護制度の運用状況	•	•	•	•	,	•	•	•	7
4	農地中間管理機構の運用状況	•	•	•	•	,	•	•	•	9
5	米政策の推進状況	•	•	•	•	,	•	•	•	10
6	農林水産業・食品産業におけるロボット革命の実現	•	•	•	•	,	•	•	•	12
7	都市農業の振興	•	•	•	•	•	•	•	•	13
8	農業協同組合系統組織の改革	•	•	•	•	,	•	•	•	15

農林水産物・食品の輸出促進

- 平成26年の輸出額は、過去最高の6,117億円。 平成27年も8月までの実績は対前年約24%増で推移。
- 農林水産物・食品と合わせて、国内の食関連製品(炊飯器、食器等)、日本の文化(和室、和紙等)をパッケージで 輸出することにより、国内地場産業の活性化を図り、地方創生に資する。



FBI戦略

和食・食文化の普及/ 世界の料理界で日本 食材の活用推進 (Made FROM Japan)

日本の「食文化・ 食産業」の海外展 (Made BY Japan)

(Made IN Japan)

日本の農林水産

物・食品の輸出

FBI戦略を下支え

戦略的に輸出拡大を実施

〇国別・品目別輸出戦略 (2013年8月策定)

〇輸出戦略実行委員会 (2014年6月設置)

〇27年度輸出拡大方針 (2015年1月策定) →PDCAサイクルにより、毎 年点検・改訂。

〇ジャパン・ブランドの確立 品目別輸出団体(コメ・コメ 加工品、牛肉、日本茶、林産 物、花き、水産物、青果物の 7団体)の産地間連携、品目

間連携の取組をジェトロと一

体となって支援。

〇輸出環境課題の解決

引き続き、原発事故後の輸入規 制の撤廃・緩和の働きかけを、輸 入停止措置をとる国・地域(中国、 台湾等)を中心に強化。

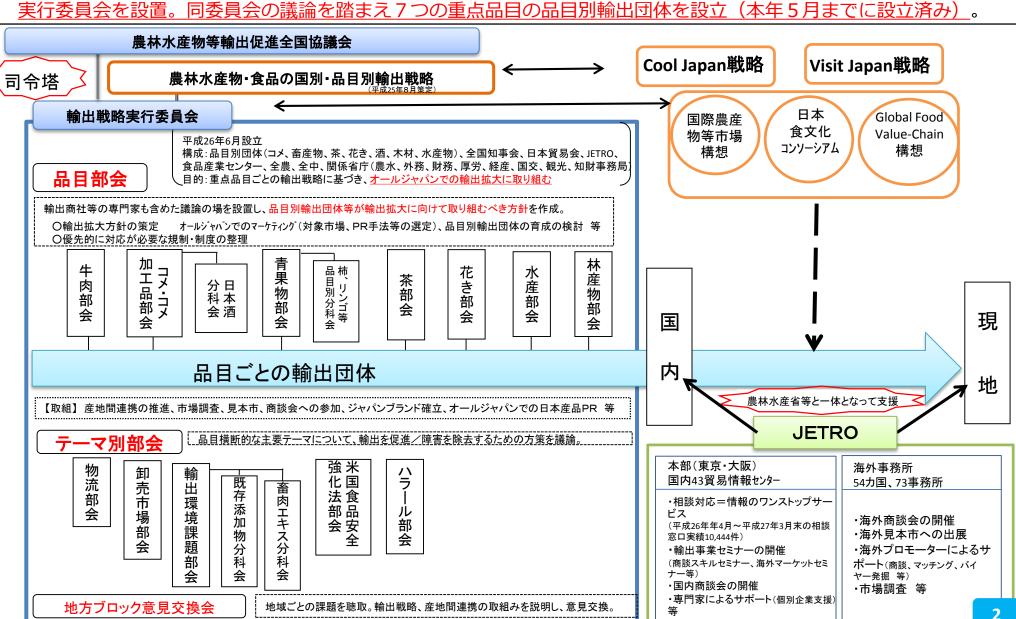
「輸出環境課題レポート」を作成 し、優先順位を付けて課題解決に 取り組む。

〇他省庁との連携

クールジャパン戦 略、ビジットジャパ ン戦略との連携、在 外公館やジャパン・ ハウスの活用等によ り、日本食・食文化 を総合的に発信。

輸出促進の推進体制(輸出戦略実行委員会)

○ 農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略に基づく取組の検証や、オールジャパンでの実効性ある輸出拡大に向けた 取組体制等について議論を行うため、農林水産物等輸出促進全国協議会の下に各重点品目の団体等で構成する輸出戦略 実行委員会を設置。同委員会の議論を踏まえ7つの重点品目の品目別輸出団体を設立(本年5月までに設立済み)。



日本食・食文化の魅力発信

- O FBI戦略を更に推し進めるとともに、「和食」のユネスコ無形文化遺産登録をホップ、本年のミラノ万博をステップ、オリ・パラ東京大会をジャンプとして、日本食・食文化を世界に発信。我が国の農林水産物・食品の輸出拡大につなげる。
- <u>ミラノ万博(本年5月1日~10月31日)の日本館はパビリオンの中で最も人気のある館の一つ</u>であり、来館者数は 10月19日に200万人を達成。



- ・イタリアで最大発行部数を有する全国紙「Corriere della Sera」のイベント情報冊子のwebサイト上で、ミラノ万博のパビリオン(クラスター含む)の人気投票を実施中
- ・ミラノ万博には145の国や3つの国際機関が出展する中、日本館は、多くの項目でトップ3にランクイン
- ■一番きれい、すばらしい(目を見張る、見応えのある)パ ビリオンは?

1位 日本 11% 2位 イタリア 10% 2位 コロンビア 10% ■万博会場内の食事でどこが一番おいしかったか?

1位 イタリア 18% 2位 コロンビア 11% 3位 マレーシア 8% 4位 日本 7% 5位 アルゼンチン 6%

- ■一番楽しいパビリオンは? 1位 ブラジル 21% 2位 日本 10% 2位 コロンビア 10%
- ■万博をみた後で訪れてみたい 国は?

1位コロンビア16%2位日本10%3位マレーシア8%4位カザフスタン5%

5位 ブラジル 4%

(10月14日現在)

戦略的インバウンドの推進①~オリンピック・パラリンピック東京大会を契機とした取組~

- 日本食・食文化の世界への魅力発信を通じ、我が国の農林水産物・食品の輸出拡大につなげ、本物を本場で食べてみ たいというニーズを生みだし、インバウンドの増大という好循環につなげる。
- 既に、お土産販売の拡大に向けた動植物検疫の円滑化や訪日外国人旅行者の増加に伴う検疫体制強化に取り組んでい るところ。

1 これまでの取組実績等

束(ビクトリーブーケ)を使用

▶ 国産花きの魅力発信、「和の空間」によるPR、施設等への 木材利用の促進。引き続き、これらの取組を推進。





事例:エム・ウェーブ (長野五輪スケート競技施設) 国産カラマツの集成材を

屋根構造に使用

▶ 訪日外国人旅行者のお土産販売(農畜産物)を拡大するため、

ターを設置(平成27年4月29日~))

> 動植物防疫官の定員増員や検疫探知犬の増頭によるCIO体制 (動植物検疫)の強化(本年6月に九州は部における急増するク ルーズ船等への機動的体制の構築のため、緊急増員を決定)

動植物検疫の円滑化(主要空港4ヶ所に輸出植物検疫カウン

▶ 海外のメディア関係者、レストラン関係者等 を招へいし、**農産物の生産現場も含めて日** 本の食をPR (事例1): 本年3月に台湾・香港 のメディア関係者等を招へいし、生産地や放射性物 質の検査体制現場の視察等を実施。事例2:本年8 月にイタリアの高級はらのシェフを招へいし、洒蔵 巡りを含めて東北4県の食材をPR。)



招へい後に、視察現場の状況や 日本の食の安全性について掲載 された香港の新聞

2 新たな取組

手もみによる製茶を

▶ 欧米からの訪日旅行客のニーズに応じ、GAP、オーガニック・ **エコ農産物等の安定供給体制**を構築



諸外国:有機食品の市場規模は年々増大

〇欧州:総売上額3.1兆円、

(独:約1兆円、仏:約5,700億円、英:約2,700億円) 2012-13市場成長率6%

〇米国:総売上額3.2兆円、

2012-13市場成長率8% 〇中国:市場規模は2009-13で約3倍

〇韓国: 有機農産物の出荷量は年36%増

日本:有機食品の市場は欧米より 1桁小さい

有機農産物の市場規模:約1,300億円

訪日外国人旅行者2,000万人に向けた「食のおもてなし」体 制の整備

地理的表示産品を国内外に発信するとともに、 インバウンド需要を地域に取り込むための「**地域の食」、多**

言語対応、宗教・食制限への対応の加速化

戦略的な「食と農の景勝地」づくり

地理的表示産品を活用した魅力発信

・「地域の食」の本場への観光意欲を刺激 ・地理的表示産品等の魅力ある食の活用

インバウンド対応と輸出促進の一体的推進

訪日外国人旅行者が食を楽しむ環境整備

「おもてなし体制」の整備に向けて今後の取り組むべき4つの指針

飲食店における多言語対応やムスリム対応 ・道の駅・大型直売所等の免税対応や観光事業 との連携推進、お土産農畜産物を販売する事 業者が取り組みやすい検疫体制を構築

▶ 大会が円滑に行われるよう食品テロ対策を構築

戦略的インバウンドの推進②~「食と農」の地域資源を活用した取組~

- <u>インバウンドの増大に向けて、農山漁村ならではの「食」と「農」の魅力の結び付けなどによるコンテンツの磨き</u> 上げやマーケティング、情報発信等の取組を推進。
- こうした戦略的な取組を一体的に行う地域単位の体制構築を促進し、訪日外国人の増加を地方創生に結び付け、国 - 内向けも含めた裾野の広い観光需要を農村地域に取り込むことにより、所得と雇用の増大を図る。

現状 日本食への関心の高まり H25:「和食」のユネスコ 無形文化遺産登 H26: 地理的表示保護 制度創設 訪日外国人の増加 2020年(オリン ピック・パラリン ピック)までに 2.000万人を目 指す 農山漁村の魅力 ・ 日本の豊かな食、自然、文化の魅力を生かした都市と農村の交流 ■交流人口(万人) 925 2020年までに 交流人口1,300 万人目標 世界農業遺産(現在5地域 認定。この他3地域が申請中)

政策の方向

2020年をターゲットとした 「食と農」のインバウンド促進



取組の方向

日本食・食文化の魅力発信を地方創生に生かす取組

世界的な日本食への関心や輸出促進がインバウンドにつながるよう

食と一体となった農山漁村の魅力を世界へわかりやすく発信

魅力ある観光地域づくりに向けた取組

「食と農」を生かした観光戦略の策定

・「食と農」の結び付け等による魅力あるコンテンツの掘り起こし・磨き上げ 等

受入地域のマネジメント (観光資源・サービスの品質管理)

• 農家民宿、農家レストラン、体験農園 等の環境整備 等 マーケティング

(「食と農」による地域のブランド化と市場創造)

• <u>魅力と特色ある受入れプログラム</u>の策定と 戦略的なプロモーション 等

これらの取組を一体的に行う農山漁村における地域単位の体制※を構築

※ 欧州では、こうした取組をDMO (Destination Management/Marketing Organization) が実施。DMOには、国、州、市町村の各レベルの組織が存在し、多くは官民連携の非営利団体。

2020年の目指す姿

- 輸出増大がインバウンドにつながり、それが更に<u>日本の食材への関心・信頼</u> を高める好循環の確立
- ・農山漁村地域の所得と雇用の増大

地域の魅力を世界に発信する取組

世界に分かりやすく伝えるため、3つの取組を実施

各省連携強化

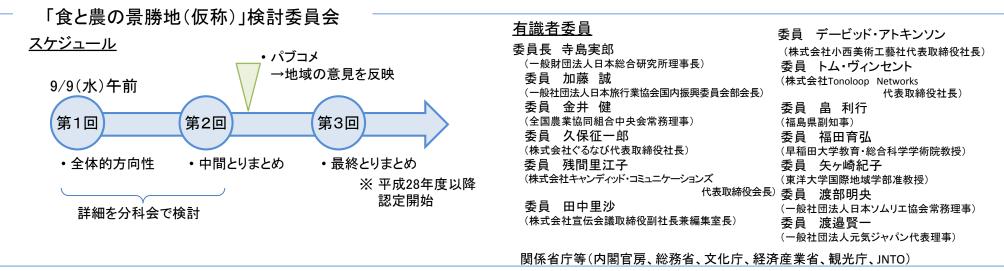
「食と農の景勝地」

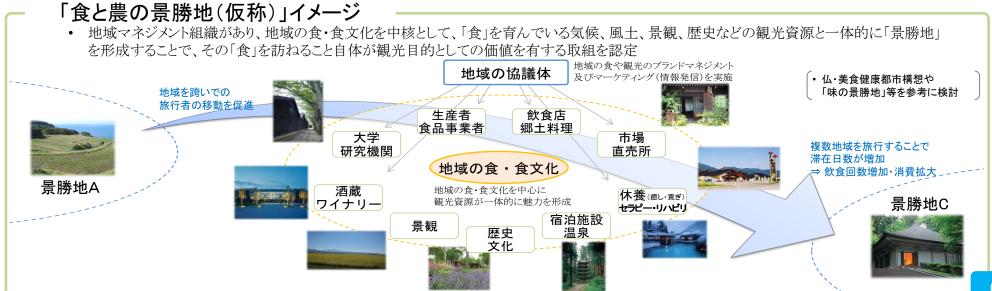
食と農のアーカイブズ

- 広域観光周遊ルートへの 組み込みやビジット・ジャパン
- ・<u>地理的表示産品の活用</u>など、・地域の魅力的な取組を映像で 地域の優れた取組を アーカイブ化(集積・保護・継承)
- <u>等と連携</u>したAll Japanでの発信 「<u>食と農の景勝地</u>」として集成 ・さらに<u>多言語化</u>して世界に発信

「食と農の景勝地(仮称)」の創設による地域の魅力発信の強化

- 観光、海外、広報の有識者による検討会を設置し、多様な「地域の食」の魅力を効果的に海外発信する重点地域を 「食と農の景勝地(仮称)」として認定する仕組みを創設し、関連施策で後押し。
- 本年9月9日には「食と農の景勝地(仮称)」検討委員会の第1回会合を開催。





地理的表示保護制度について

- 地理的表示とは、農林水産物・食品等の名称で、その名称から当該産品の産地を特定でき、産品の品質等の確立し た特性が当該産地と結び付いているということを特定できるもの。
- この名称を知的財産として保護する地理的表示保護制度の運用を平成27年6月1日より開始。今後、国内外の市場に おいてGIマークによる差別化を図ることで我が国の地域特産品の輸出を促進。

地理的表示(GI:Geographical Indication) 産品の特性 地理的表示 生産地 〇品質 =結び付きがある 特別に糖度が高い もっちりとした食感 〇人的な特性 〇〇干柿 〇社会的評価 · 評判 伝統的な製法 地域伝統の文化・行事 等 市場で高値で取引 農林水産大臣賞受賞 〇〇地域と 〇自然的な特性 産品の特性が結び 〇その他 気候・風土・土壌 等 きれいな飴色 付いた商品の名称 小ぶりで食べやすい の表示。

輸出促進への寄与



- ▶地理的表示の登録を受けた産品にGI マーク貼付
- 主要な輸出先国においてGIマークを 商標登録
- ▶地理的表示保護制度を有する国との 間でGIを相互保護
- ▶輸出先国で我が国の真正な特産品で

- あることを明示し、差別化
- ▶真の日本の特産品の海外展開に寄与
- ▶農林水産物・食品の輸出促進

地理的表示保護制度の大枠と効果

制度の大枠

- ①「地理的表示」を生産地や品質等の基準ととも に登録。
- ② 基準を満たすものに「地理的表示」の使用を認 め、GIマークを付す。
- ③ 不正な地理的表示の使用は行政が取締り。
- ④ 生産者は登録された団体への加入等により、 「地理的表示」を使用可。

効果

- 産品の品質について国が「お墨付き」を与え る。
- 品質を守るもののみが市場に流通。
- GIマークにより、他の産品との差別化が図ら れる。
- 訴訟等の負担なく、自分たちのブランドを守る ことが可能。
- 〇 地域共有の財産として、地域の生産者全体 が使用可能。

地理的表示保護制度の運用状況について

1. 登録申請の受付・審査

- 平成27年6月1日から登録申請の受付を開始。
- ・法定された手続(3ヶ月間の意見書提出期間、学識経験者の意見聴取)を経て、登録可否を 判断すべく、鋭意審査中。(10月6日時点で11産品が公示され、意見書を受付中。)

2. 制度の周知・活用促進

- ・申請に向けた具体的な相談を受け付けるGIサポートデスクを設置し、産地の取組を支援。
- ・各都道府県と連携し、全国47都道府県での制度説明会及び個別相談会を開催中。

3. 日本GI産品の海外市場における差別化

- ・中国、香港をはじめとした日本の農林水産物等の主要な輸出先20ヶ国・地域に対して、GIマークを商標出願中。
- ・日EU・EPA交渉において、地理的表示保護分野についても議論。



4. 地域の食・食文化を中核とした農山漁村の活性化

・GIをはじめとした地域の食・食文化を中核として、「食」を育んでいる気候、風土、景観、歴史などの観光資源と一体的に形成する「景勝地」のうち、特に海外に発信することでインバウンド需要の喚起に寄与すると考えられる取組を「食と農の景勝地(仮称)」として発信していくための仕組みの創設について、検討委員会を設けて検討を開始。

農地中間管理機構の運用状況

【目標】 ≪KPI≫ 「今後10年間で全農地面積の8割が担い手によって利用される(現状5割)。」

【実績】「担い手の利用面積のシェア:平成26年度末 50.3%(昨年度末 48.7%)」(<u>本年5月公表</u>)

- 〇 <u>担い手の利用面積(ストック)のシェアは</u>、平成12年度の27.8%から<u>平成22年度の48.1%に上昇した後、ここ数年間停滞</u>していたが、<u>平成26年度には再び上昇</u>に転じ、<u>50.3%</u>。(担い手の利用面積としては、約6万haの増加。)担い手への農地集積・集約化へ再び動き出した。
- 〇 <u>農地中間管理機構の平成26年度(初年度)の実績は</u>、平成27年3月末までに機構が借り入れた面積は<u>2万9千ha</u>、同日までに転貸した面積<u>は2万4千ha</u>。
 - この他、機構が買い入れた面積は7千ha、売り渡した面積は7千ha。

したがって、貸借・売買合わせて機構に権利移転した面積は3万6千ha、機構からの権利移転は3万1千ha。

旧農地保有合理化法人時代の実績(貸借で2~3千ha、売買を含めて8~11千ha)

と比べると、貸借だけで約10倍、売買を含めたトータルでは約3倍に拡大。

O KPIを達成するためには、早期に機構を軌道に乗せ、実績を大幅に拡大することが必要。

	H12	H17	H22	H23	H24	H25		H26
担い手の利用面積(fha)	1,343	1,806	2,207	2,185	2,220	2,208	2,271	(27年3月末)
集積率 (%)	27.8%	38.5%	48.1%	47.9%	48.8%	48.7%	50.3%	(27年3月末)

	H12	H17	H22	H23	H24	H25	農地中間管理機構(27年3月末)				
農地保有合理化法人による							農地中間管理事業		売買事	業	計
移動面積(売買中心)(fha)	11	10	8	8	9	10	借入	29	買入	7	36
()は、貸付分で内数	(2)	(3)	(2)	(2)	(2)	(3)	転貸	24	売渡	7	31

分散・錯綜した農地

農地の集約(イメージ)

担い手ごとに集約化

B

【課題】

- 1. 農地中間管理機構が、旧農地保有合理化法人の時代から大きく変わっておらず、<u>地域農業のデベロッパーとしての自覚が十分でなく、ま</u>たそれにふさわしい役職員等の体制になっていないところが多い。
 - 〇 機構役員の多くは、県庁OBやJA関係者。企業経営者や農業法人経営者は1割のみ。
 - 現地で農地集積のコーディネートを行う担当者の質・量も不十分。
- 2. 人・農地プラン(市町村が作成)など、<u>地域において、まとまった農地を機構に貸し出す方向での話合いが進んでいない</u>ところが多い。
- 3. 農地の所有者が農地の貸付けに踏み切れない。

【機構を軌道にのせるための方策】

- 1. 農地中間管理機構及び都道府県の抜本的な意識改革と役職員等の体制整備を求める。
- 各都道府県の機構ごとの実績をランク付けとともに毎年度公表。
- 実績を上げた都道府県に対して、各般の施策について配慮する仕組みを検討。
- 役員体制の再構築を求め、現地で農地集積のコーディネートを行う担当者の質・量の確保。
- 農地中間管理機構等に改善状況を報告してもらい、必要があれば一層の改善を要請。
- 2. 人・農地プランの本格化に向けた見直しなど、地域内の農業者の話合いを着実に進め、 機構がまとまった農地を借りられるよう、農地の出し手の掘り起こしを行う。
- 市町村に対し、農地の集積・集約化に向けた人・農地プランの見直しなど、地域内の農業者の話合いを着実に進め、機構がまとまった農地を借りられるよう、都道府県を通じて協力を要請。
- 市町村の人・農地の状況を、都道府県が調査の上、毎年度公表。
- 3. 農地の所有者の農地中間管理機構への農地貸付のインセンティブを強化する。
- 農地中間管理機構への貸付け等を通じて、遊休農地の解消や農地利用の効率化等を図るため、農地保有に係る課税の強化、軽減等によるインセンティブ、ディスインセンティブの仕組みについて政府全体で検討。



これを踏まえ、以下の工程表に従い、必要な取組を進めているところ。

生産数量目標の配分	

26年度

これまで各県に単一値を配分していたが、都道府県段階等で自主 的に需要に応じた生産判断を促すため、27年産米より自主的取組 参考値を付記することにより、幅を持たせた配分を実施。 751万トン(牛産数量目標)~739万トン(自主的取組参考値)

きめ細かな情報提供

「米に関するマンスリーレポート」において、主食用米の需給、価 格情報を充実するとともに、作付選択に資する、麦、大豆、飼料用 米の需給情報を提供。

メールマガジンを発刊し、毎月配信。

主食用米以外の作物の本作化

【戦略作物の本作化】

飼料用米・米粉用米への数量支払いの導入など、水田活用の直 接支払交付金を充実し、飼料用米、麦、大豆など戦略作物の本作 化を推進。

新たな基本計画において、飼料用米等の戦略作物の生産拡大を 位置づけ。

【米の生産コストの低減】

農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化、経済界との連携等による、大規模経営に適合した省力栽培技術・品種の開発・導入、生産資材費の低減等により、

安定取引の推進

【米の安定取引の拡大】

生産者、集荷団体、卸、小売・中食事業者等をメンバーとする 「米の安定取引研究会」を立ち上げ、安定取引の拡大に向けた 方向性を取りまとめ。

【現物市場の活性化】

「米の安定取引研究会」において、民間の現物市場の方向性 についても検討。

28年産の配分については、自主的に飼料用米等に転換 した県に不利益が生じないよう各県のシェアを固定(各 県の削減率が全国一律)

27年度

28年産の状況を踏まえつつ、 29年産の配分の更なる工夫。

28年度

30年産の需給見通し等の 策定。

29年度

「米に関するマンスリーレポート」における情報提供の拡充、公表の迅速化等、きめ細かな情報提供を更に推進。

新たな基本計画における生産努力目標や、経営展望等により、各地域の特性に応じた担い手育成や所得の増大に向けて、農業 関係者の具体的イメージを持った取組を推進。

引き続き、飼料用米、麦、大豆等の戦略作物について、水田活用の直接支払交付金による支援とともに、飼料用米については、 多収性品種の導入、施設・機械の導入等の推進、麦、大豆については、加工適性、多収性を備えた新品種の開発・導入、排水対 策等により、生産性を向上させ本作化を推進。

<飼料用米のKPI> 基本計画に示した単収の5割向上とあわせて、担い手の米の生産コストの4割低減を示すことにより、平成37年までに担い手の飼料用米の生産コスト(60kgあたり)を現状(平成25年)から5割程度低減(=生産性は2倍程度向上)

平成35年までに担い手の米の生産コストを平成23年産米全国平均(1万6千円/60kg)から4割低減(9,600円/60kg)。

研究会報告書を踏まえ、業務用米の安定取引のためのセミナー、商談会を通じて生産者と実需者とのマッチングを図る取組を実 施することにより安定取引の拡大を推進。

民間において「複数年産米コメ市場」、「中長期米仲介市場」等の安定取引にも配慮した現物市場が新たに開設されており、これら の現物市場に関する情報提供の拡大等を図り、取組の活性化を後押し。

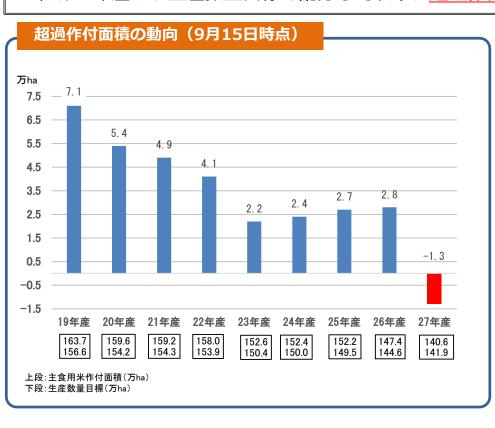
目標の配分に 頼らない 要に応じた生産

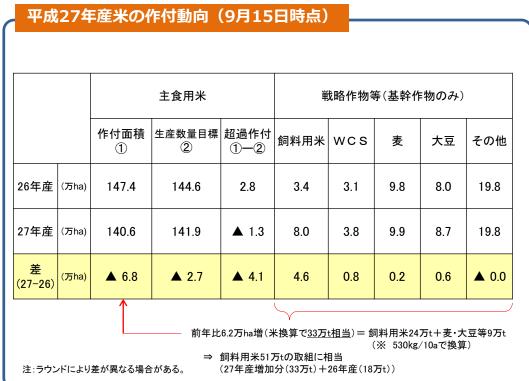
30年度

10

平成27年産米の動向について

○ <u>平成27年産米</u>においては、生産数量目標に加えて自主的取組参考値を設定し、<u>幅を持った数量の配分を行う</u>とともに、飼料用米等の新規需要米の<u>申請期限を7月末まで1ヶ月延長</u>し、<u>産地(知事や副知事(18県)、JA組合長(115組合)等)に自らの販売進捗、在庫の状況等をよく踏まえた作付判断を行うよう、積極的に働きかけ</u>を行った結果、平成16年産から生産数量目標を配分して以来、<mark>超過作付が初めて解消</mark>したところ。





- 〇 平成27年産については、主食用米から飼料用米、麦・大豆、WCS(稲発酵粗飼料)等への転換が進み、<u>前年比で+6.2万ha</u> - 転換。
- 〇 この結果、27年産米の主食用米の作付面積は140.6万haとなり、生産数量目標(141.9万ha)を1.3万ha下回り、超過作付は 生産数量目標の配分を開始して以来初めて解消。

農林水産業・食品産業におけるロボット革命の実現

- 現在、ロボット新戦略等に基づき、ロボット産業等と連携した研究開発、生産現場における導入実証を推進。また、スマート農業の実現に向けた研究会において、安全性確保策等の課題を検討。
- 来年度以降も、農林水産業・食品産業分野におけるロボット導入を促すため取組を推進。

(平成28年度概算要求「先端ロボットなど革新的技術の開発・普及」のうちロボット関係分 1,500百万円)

スマート農業の実現に向けた研究会

ロボット先行業界 (自動車、産業ロボット) 学識経験者 (大学、研究独法)

スマート農業研究会 関係府省

IT企業 (平成25年11月設置)(経産省、総務省等)

農機メーカー 先進農業

- ・ スマート農業の将来と実現に向けたロードマップ 等からなる中間とりまとめを公表(平成26年3月)
- ・ 平成27年度は、以下の課題について検討を進め、年度内にとりまとめる予定。
- ① 農機の自動走行システムの安全性確保ガイドライン案
- ② 今後の研究開発及び導入の重点分野及び各分野の 課題と対応方向

農林水産業・食品産業におけるロボット革命



作業ピーク時の夜間作業や複数台同時走行を実現するGPS自動 走行システム



ドローン等小 型無人機を活 用した**農薬等** の散布







収穫適期の果実を 見分けて収穫する葉 菜類・果菜類収穫口 ボット





漁獲物の水揚げ や林地での作業 等を軽労化する アシストスー ツ

ロボット新戦略(平成27年2月日本経済再生本部決定)

農林水産業・食品産業関係

重点的に取り組むべき分野

- ・GPS自動走行システム等を活用した作業の自動化
- ・人手に頼っている重労働の機械化・自動化
- ・ロボットと高度なセンシング技術の連動による省力・ 高品質生産

2020年に目指すべき姿(KPI)

- ・2020年までに自動走行トラクターの現場実装を実現
- ・農林水産業・食品産業分野において省力化などに 貢献する新たなロボットを20機種以上導入

研究開発

ロボット技術のシーズと農業等の現場のニーズの マッチングによりブレークスルーを生み出す

▶ ロボット産業等の民間企業、 大学など異分野の力を活用し て新たな発想で現場の問題 解決につながる農林水産 農機メーカ 業・食品産業向けのロボッ ト開発を推進



導入実証

現場での導入実証、導入するための環境づくり を進め実用化・量産化を可能にする

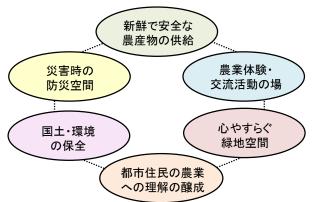
- 開発されたロボット技術について**導入効果等の評価、技術の改良等**
- ▶ ロボット技術・ICTを組み合わせた新たな技術体系の確立
- > 安全性確保のルールづくり等ロボット導入促進に向けた基盤がくり

12

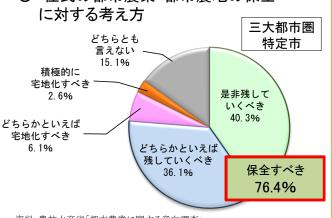
都市農業振興基本法に基づく都市農業振興対策の構築

- 都市農業は、新鮮な食料の供給、緑や農業体験の場の提供、防災空間の確保等の多様な機能を発揮。
- 都市住民を対象とした各種のアンケートにおいては、都市農業・都市農地の保全を望む回答が多数。人口減少等が進む中で、まちづくりの観点からも、都市農地の有効活用や適正な保全が課題。
- このような状況を背景として、<mark>本年4月、都市農業振興基本法が制定</mark>。同法に基づき、国土交通省等と連携し、法制 上、財政上、税制上等の措置を総合的に検討。

〇 都市農業の多様な役割



○ 住民の都市農業・都市農地の保全



資料:農林水産省「都市農業に関する意向調査」 三大都市圏特定市の都市住民2,000人を対象に平成27年3月に実施 したWEBアンケート

目的

都市農業振興基本法の概要

基本理念等を定めることにより、都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進

- 〇都市農業の安定的な継続
- ○都市農業の有する機能の適切・十分な発揮→良好な都市環境の形成

基本的施策

- ①農産物供給機能の向上等
- ②防災、景観形成、国土・環境保全
- ③的確な土地利用計画の策定
- 4 税制上の措置

- ⑤農産物の地元での消費促進
- ⑥農作業体験の環境整備
- (7)学校教育における農作業体験の充実
- ⑧国民の理解と関心の増進

- ⑨都市住民による農業知識等の 習得の促進
- ⑩調査研究の推進
- ⑪連携協力による施策の推進

都市農業に関する現行の措置

法制上の措置

都市計画制度

昭和43年制定の都市計画法により、「おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」として、市街化区域が設定

生産緑地制度

市街化区域内にあって、良好な生 活環境の確保に効用があり、かつ、

公共施設用地等 の敷地に適して いる農地等を、

生産緑地地区として指定し、保全



税制上の措置

固定資産税 生産緑地は、一般の農

生産緑地は、一般の農地と同様、農地評価・農地課税

相続税納税猶予制度

三大都市圏特定市では、生産緑 地において相続人が営農を継続す る場合、相続税の納税猶予の適用 が可能

小規模宅地特例(相続税)

自宅と農機具置き場等の敷地について、最大730㎡まで相続税の課税評価額を減額

財政上の措置

都市農業機能発揮対策事業

- (平成28年度予算概算要求額2.5億 円)
- ・都市農業についての制度検討
- ・都市農業の意義の周知
- ・福祉農園の開設

を推進



都市農業振興基本計画の策定

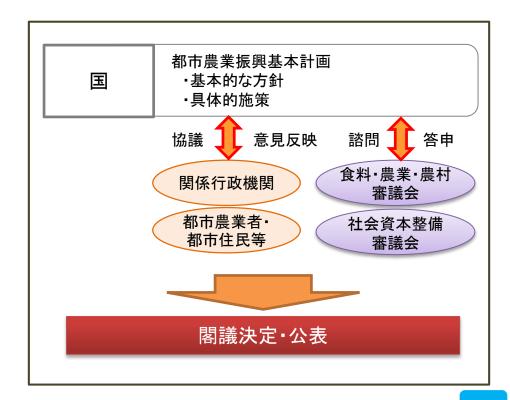
- 都市農業振興基本計画は、<u>都市農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る</u>ため、都市農業振興基本 法に基づき国が定めるもの。
- 農林水産大臣及び国土交通大臣は、基本計画の案について、関係行政機関の長と協議するとともに、閣議決定を求める。 → 農林水産省と国土交通省が連携し、基本計画と法制度等の検討を開始。
- 基本計画の案の作成に当たっては、<u>食料・農業・農村政策審議会及び社会資本整備審議会の意見を聴き、都市農業</u> 者等の意見反映が必要。

【基本計画に定めるべき事項】

(1) 基本的な方針

(2) 具体的施策

- ① 農産物供給機能の向上
- ② 防災等の機能の発揮
- ③ 的確な土地利用計画の策定
- ④ 税制上の措置
- ⑤ 地産地消の促進
- ⑥ 農作業体験の整備
- ⑦ 学校教育での活用
- ⑧ 国民理解の増進
- ⑨ 都市住民による知識・技術の習得
- ⑩ 調査研究
- <u>(3)その他必要な事項</u>



農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の概要

(平成27年法律第63号)

平成27年9月4日公布 平成28年4月1日施行

○ 農業の成長産業化を図るため、6次産業化や海外輸出、農地集積・集約化等の政策を活用する経済主体等が積極的 に活動できる環境を整備する観点から、<u>農協・農業委員会・農業生産法人の一体的な見直しを実施する農業協同組合</u> - 法等の一部を改正する等の法律が本年8月に成立(9月4日公布)。

改正の概要

農業協同組合法の改正

◎ 地域農協が、自由な経済活動を行い、農業所得の向上に全力投球できるようにする

【経営目的の明確化】(第7条)

◆ 農業所得の増大に最大限配慮するとともに、的確な事業活動で高い収益性を実現し、農業者等への事業利用分量配当などに努めることを規定する

【農業者に選ばれる農協の徹底】(第10条の2)

◆ 農業者に事業利用を強制してはならないことを規定する

【責任ある経営体制】(第30条第12項)

◆ 理事の過半数を原則として認定農業者や農産物の販売等に実践的能力を有する者とすることを 求めることを規定する

【地域住民へのサービス提供】(第4章第1節から第3節まで)

- ◆ 地域農協の選択により、組織の一部を株式会社や生協等に組織変更できる規定を置く
- ◎ 連合会・中央会が、地域農協の自由な経済活動を適切にサポートする 【全農】(第4章第1節)
- ◆ 全農がその選択により、株式会社に組織変更できる規定を置く

【都道府県中央会】(附則第12条から第20条まで)

◆ 経営相談・監査・意見の代表・総合調整などを行う農協連合会に移行する

【全国中央会】(附則第21条から第26条まで/第37条の2)

◆ 組合の意見の代表・総合調整などを行う一般社団法人に移行する。また、農協に対する全中 監査の義務付けは廃止し、代わって公認会計士監査を義務付ける

農業委員会等に関する法律の改正

農地利用の最適化(担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)を促進するための改正を行う

- ◆ 農業委員の選出方法を公選制から市町村長の選任制に変更 (第8条)
- ◆ 農地利用最適化推進委員の新設(第17条)
- ◆ 農業委員会をサポートするため、都道府県段階及び全国段階に、農業委員会ネットワーク機構を指定(第42条)

農地法の改正

◆ 6次産業化等を通じた経営発展を促進するため、農業生産法 人要件(議決権要件、役員の農作業従事要件)を見直す

(第2条第3項)

効果

- 地域の農協が、地域の農業者と力を合わせて農産物の有利販売等に創意工夫を活かして積極的に取り組めるようになる
- 農業委員会が、農地利用の最適化をより良く果たせるようになる
- ▶ 担い手である農業生産法人の経営の発展に資する

農協改革の法制度の骨格

農協 = 農業者が自主的に設立した協同組織

(農業者が農協を利用することでメリットを受けるために設立)



農協組織における主役は、農業者。次いで地域農協。

地域農協

自由な経済活動を行うことにより、農業者の所得向上に全力投球できるようにする

【農業者と農協の役職員の徹底した話合いが大切】

法制度の骨格

地域農協

- ◎ 農産物販売等を積極的に行い、農業者にメリットを出せるようにするために
 - 〇 理事の過半数を、原則として、認定農業者や農産物販売等のプロとすることを求める規定を置く【責任ある経営体制】
 - **農協は、農業者の所得の増大を目的とし、的確な事業活動で利益を上げて、農業者等への還元に充てる**ことを規定する 【経営目的の明確化】
 - 農協は、農業者に**事業利用を強制してはならない**ことを規 定する【農業者に選ばれる農協】
- ◎ 地域住民へのサービスを提供しやすくするために
- 地域農協の選択により、組織の一部を株式会社や生協等に 組織変更できる規定を置く

中央会·連合会

地域農協の自由な経済活動を制約せず、適切にサポートする

法制度の骨格

全国中央会

- 現在の特別認可法人から、**一般社団法人に移行する**
- 〇 農協に対する全中監査の義務付けを廃止し、**公認会計士監査を義務付ける**

都道府県中央会

○ 現在の特別認可法人から、**農協連合会**(自律的な組織)**に 移行**する

全 農

○ その選択により、株式会社に組織変更できる規定を置く

連合会

O 会員農協に**事業利用を強制してはならない**ことを規定する